

## 所得税法第56条の廃止を求める意見書

所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に参入しない」という最大の問題点は家族従業員の給与を必要経費として認めないこと、すなわち、実際に働いている人間の正当な給与（対価）を税法上、否定していることにある。人間が働いたら、その労働にふさわしい給与を受け取るのは当然の権利である。仮に家族従業員が、世間的な常識での評価として年間150万円の給与に匹敵する労働をした場合、所得税法56条のもとでは、妻の場合、事業専従者控除額86万円だけであり、そのほかの親族の場合は50万円だけしか認めないという問題点がある。外に働きに出た場合150万円の給与が得られる労働をしているのに、家族従業員というだけで、その対価である給与を認められないことは、家族従業員の人格を税法上、否定していることになる。

青色申告にすれば家族従業員の給与を経費に認めるという意見があるが、青色申告制度は、一定の帳簿書類を備えつけ、記帳をした者に対し、税法上の各種の特典を与えようというもので、56条の例外として家族従業員の給与（専従者給与）を必要経費に認めている。そもそも実際に行われた人間の労働について、国税当局が申告形式をもって、認める、認めないことを判断すること自体が問題である。さらには、所得税法第56条の目的と「青色申告なら認める」という例外規定の間には、整合性はない。

諸外国では家族従業員の給与を経費に認めており、日本では家族の働き分を必要経費に認めないという世界でも最も遅れた制度を残し、中小商工業者の差別的な低単価や貧弱な社会保障の元凶になっている。

よって、本町議会は所得税法第56条の廃止を求めることを要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月29日

沖縄県西原町議会

あて先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣